

岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金交付要綱

〔令和6年12月6日制定〕

〔令和7年8月7日一部改正〕

（総則）

第1条 県は、農福連携に取り組む意欲的な障害者就労施設等に対し、コーディネーターの伴走によりマッチングや立上げ等の一体的な支援を行い、今までの農業等と福祉の連携のみならず、観光業や商工業なども含めた普段の農福連携を超えた取組みを推進するため、県内の、就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を県に提出している事業所又は県が認めた事業所に限る。）、就労継続支援B型事業所（県が作成する「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所に限る。）、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センター（いずれも「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所に限る。）、共同受注窓口（受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う者をいう。）及び一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「補助事業者」という。）が農福連携等プラス推進モデル事業実施要綱（令和7年2月18日障発0218第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）に基づき行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（欠格事由）

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- （3） 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- （4） 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- （6） 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- （7） 役員等が暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者である

ことを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

- (8) 国、県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った法人
- (9) 国、県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない法人
- (10) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した法人
- (11) 規則第4条の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない法人
- (12) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める法人

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しないこと。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付け社援発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知別添1）第4の規定の例により算定した額を県に納付させることがあること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
- (5) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付すること。

2 規則第6条第2号及び第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに前項第4号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第2号様式)

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

(3) 前項第4号の規定による報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第4号様式)

3 事業内容変更承認申請書及び消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書には、それぞれ別記第2号様式及び別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。

(交付決定通知)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から30日以内とする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第10号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団等の排除)

第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第2条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。次条において「告示」という。）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 単価30万円以上の機械及び器具

(3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び当該補助対象事業に係る収支について、その全ての状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。ただし、事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、当該期間の経過後、当該財産の財産処分の完了の日又は告示に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

附 則（令和6年12月6日付け障第1198号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年8月7日付け障第550号）

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	基準額	補助金の額
報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金並びに交付金	1事業所当たり 10,660 千円	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり交付申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- （１） 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金所要額調（別紙１）
- （２） 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金収支予算書（別紙２）
- （３） その他参考となる書類

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金に係る事業について、その内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金所要額調（別紙1）
- (2) 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金収支予算書（別紙2）
- (3) その他参考となる書類

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県農福
連携プラス推進モデル事業費補助金に係る事業について、下記の理由により中止（廃
止）したいので申請します。

記

中止（廃止）の理由

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた岐阜県農福連携プラス推進モデル
事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 岐阜県補助金等交付規則第14条の規定による確定額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（補助金返還相当額）

金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合が確認できる資料等）を添付すること。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金
に係る交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり
交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金交付要綱の内容を遵守すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金変更交付申請書

このことについて、下記のとおり変更交付申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- （1） 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金所要額調（別紙1）
- （2） 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金収支予算書（別紙2）
- （3） その他参考となる書類

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金
に係る変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった標記補助金については、下記
のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金交
付要綱の内容を遵守すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額 円

2 添付書類

- (1) 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金精算書（別紙1）
- (2) 年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金収支決算書（別紙2）
- (3) その他参考となる書類

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金
額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について
は、下記のとおり決定したので通知します。

記

確定補助金額 円

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県農福連携プラス推進モデル事業費補助金
交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県農福連
携プラス推進モデル事業費補助金について、下記のとおり、 払により支払われ
ますよう請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲むこと。)	1 普通 2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	